

平成29年9月定例会
まちづくり常任委員会会議録

招 集 月 日	平成29年9月8日(金)
会 議 場 所	市役所 5階 理事者控室
開 会 日 時	平成29年9月8日(金) 午前 9時00分
散 会 日 時	平成29年9月8日(金) 午後 3時50分
委 員 長	坂 本 国 広
委員会出席委員	
委 員 長	坂 本 国 広
副 委 員 長	加 藤 英 樹
委 員	阿 部 慎 也 秋 谷 修 橋 本 稔 細 川 英 俊
委員会欠席委員	
議 長	
委 員 外 議 員	なし
傍 聴 者	なし

議 題

議案番号	議 題 名	審査結果
第 4 4 号	市道の路線の認定について	原案可決
第 4 7 号	平成 2 9 年度鴻巣市一般会計補正予算（第 3 号）のうち本委員会に付託された部分	原案可決
第 4 9 号	平成 2 9 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）	原案可決
第 5 1 号	平成 2 8 年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分	認 定
第 5 3 号	平成 2 8 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について	認 定
第 5 5 号	平成 2 8 年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について	認 定
第 5 6 号	平成 2 8 年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について	認 定
第 5 8 号	平成 2 8 年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について	原案可決 及び認定
第 5 9 号	平成 2 8 年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定について	原案可決 及び認定

委員会執行部出席者

（都市整備部）

都市整備部長	田 島 史
都市整備部副部長	島 田 友 光
都市整備部副部長	高 橋 英 樹
都市整備部参事兼都市計画課長	白 井 邦 昌
都市計画課副参事	島 村 信 行
都市整備部参事兼建築課長	大 塚 泰 史
市街地整備課長	清 水 千 之
市街地整備課副参事兼北新宿第二土地区画整理事務所長	中 越 好 康

(建設部)

建設部長	小谷野 幹 也
建設部副部長	村 田 弘 一
道路課長	原 口 正
工事課長	中 根 治 人
工事課副参事	関 口 敬 一
下水道課長	矢 部 正 樹
水道課長	三 村 正
吹上支所長	吉 田 憲 司
川里支所長	武 藤 幸 二

書 記 小野田 直 人

書 記 中 島 達 也

(開会 午前9時00分)

(委員長) ただいまからまちづくり常任委員会を開会いたします。

委員会記録の署名委員を指名いたします。橋本稔委員と細川英俊委員にお願いいたします。

これより本委員会に付託されました案件の審査を行います。

本委員会に付託されました案件は、議案第44号 市道の路線の認定について、議案第47号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分、議案第49号 平成29年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)、議案第51号 平成28年度鴻巣市一般会計決算認定についてのうち本委員会に付託された部分、議案第53号 平成28年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計決算認定について、議案第55号 平成28年度鴻巣都市計画事業北新宿第二土地区画整理事業特別会計決算認定について、議案第56号 平成28年度鴻巣都市計画事業広田中央特定土地区画整理事業特別会計決算認定について、議案第58号平成28年度鴻巣市水道事業会計利益の処分及び決算認定について、議案第59号 平成28年度鴻巣市下水道事業会計利益の処分及び決算認定についての議案9件であります。

これらを直ちに議題といたします。

それでは、審査の方法についてお諮りいたします。初めに、議案第44号を議題とし、執行部からの説明の後、休憩して現地視察を行います。その後再開し、質疑、討論、採決といたします。そのほかの議案については、議案番号順に執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。なお、議案第51号の一般会計決算認定については、歳入歳出を一括して審査を行い、執行部からの説明の後、質疑、討論、採決の方法で進めたいと思います。また、議案審査終了後、視察研修について採決を行いたいと思います。この方法でご異議ありませんか。

(異議なし)

(委員長) ご異議なしと認め、決定いたします。

初めに、議案第44号 市道の路線の認定について執行部の説明を求めます。

(道路課長)おはようございます。議案第44号 市道の路線の認定、4路線についてご説明いたします。議案及び本日お配りさせていただきました参考資料の公図の写しもあわせてごらんいただきたいと思います。初めに、図面ナンバー1をごらんいただきたいと思います。市道C-357号線でございますが、起点を鴻巣市大間1丁目133番1地先とし、終点を同133番9地先とします。幅員4.5メートル、延長62.89メートルの路線でございます。

次に、図面ナンバー4をごらんいただきたいと思います。市道川-3197号線でございますが、起点を鴻巣市境字台90番2地先とし、終点を同79番1地先とします。幅員4.5メートル、延長77.03メートルの路線でございます。以上の2路線につきましては、開発事業による道路の帰属に伴い認定するものです。なお、今回認定する開発道路2路線につきましては、補修等を要する場合は建築物等がある程度できた時点で補修を行うことで開発業者との調整は事前に済んでおりますので、ご報告させていただきます。

次に、図面ナンバー2をごらんいただきたいと思います。市道H-223号線でございますが、起点を鴻巣市鴻巣字沼田1257番1地先とし、終点を鴻巣市安養寺字砂場44番2地先とします。幅員5メートルから7.82メートル、延長182メートルの路線でございます。これは、ふるさと総合緑道事業の進捗を図るため、これを認定するものでございます。

次に、図面ナンバー3をごらんください。市道川-1283号線でございますが、起点を鴻巣市屈巣北上谷田3658番地先とし、終点を同3656番地先とします。幅員4メートル、延長30.53メートルの路線でございます。これは、現況が建築行為に伴う道路要件であります幅員4メートル以上を満たしている道路について、これを新たに認定するものです。

以上4路線の認定をお願いするものでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

(委員長)説明が終わりました。

これより現地視察のため、暫時休憩いたします。

(休憩 午前9時06分)



(開議 午前 11 時 21 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより議案第 44 号について質疑を求めます。質疑はありませんか。

(阿部) 今回の図面ナンバー 2 番の市道 H-223 号線についてお尋ねしたい。

これは、ふるさと総合緑道のいわゆる整備事業の進捗を図るためということになっているけれども、とりあえずふるさと総合緑道の定義について伺いたい。

(都市整備部参事兼都市計画課長) お配りしましたふるさと総合緑道の基本計画の概要の中にもございます計画の基本方針といたしまして、策定方針につきましては、緑道により結束する施設、主要な公園緑地施設、花卉園芸エリアや花々エリア、社寺などとし、既存の緑道や河川堤防、水路沿いなどのルートとして結びやすさを考慮して選定をしたものでございます。

(阿部) であれば、今回の議案に出ている道路について、その定義との整合性についてお尋ねしたい。

(都市整備部参事兼都市計画課長) 今回の事業の整合性ということですが、橋を今回認定をお願いしまして、橋を整備することによって安養寺側から鴻巣市側に生活道路プラスアルファのふるさと総合緑道という形でアクセスできるようになりまして、なおかつ陸上競技場、そして災害時につきましては一時避難ができる陸上競技場を介して、鴻巣市役所に連絡できる形で整備がされるという考えでおります。

(阿部) 今生活道路という話が出ましたけれども、このふるさと総合緑道、そして総合運動場に避難するときに非常に利便性がいいというようなことだったけれども、避難する際には車でできれば逃げないようにと、避難場所が近くにある場合は徒歩ないし自転車でないといふ渋滞が予想されるので、それが大体今の一般の考え方だよね。そして、全国的にもそういうことが言われている。だとすれば、総合緑道の整備の進捗を図るといふことであれば、車まで走れなくてもいいスペースでおさまるのでは

ないのかなというふうに私は思うのだけれども、その辺についてはどうなのだろう。

（都市整備部長）ふるさと総合緑道の関係でございますけれども、お手元にパンフレットをお配りさせていただきました。その中で、ふるさと総合緑道基本計画の概要という中の計画理念が4点ほど示されております。この2番目に多様な要素と包括の連節ということで、ちょっと読ませていただきますけれども、公園や緑地、文化財、歴史的施設、文化的施設、特徴的な郷土景観など多様な要素を包括し、これをつなぐネットワークとなるような緑道計画をしますということで、これを踏まえて、ちょっと私の感じたことですが、23年度に今まさに議論しているところの橋の計画をしたと、そのように推定しております。それで、現在、本会議場で申し上げましたけれども、陸上競技場を拠点として、おとしになりますか、合併10周年のときに健康づくり都市宣言をし、ウォーキングに力を入れて、市民の皆さん方が健康になるようにということで、その一環として緑道を整備しまして、活用していただくと。実際スポーツ健康課に確認しましたところ、現在陸上競技場のウォーキングコース、平日で約850人、土日になりますと約1,200の方が利用しているというお話を聞いておりますので、計画どおりに進めばそれらの方々も、陸上競技場内だけではなく、活用して散策コースとして利用できるのではないかと、そのように感じております。

（阿部）結局車が通れるようにするということについては、今度総合緑道の場合、向こう側へ渡ったところはまだ車が通れないようにしてありますよね、川の端の緑道は。だから、何も緑道であればあの程度でいいのかなというふうに思うわけです。これ県のほうも国も補助金はどうなっているのかな。この前質疑の中で出たよね。その辺のところ明確に。

（都市整備部参事兼都市計画課長）財源といたしましては、市の財源で整備を予定しております。

以上です。

（阿部）大体内容はわかりました。

それと、このパンフレットなのだけれども、今見て気がついたのだけれ

ども、完全にもう完成したかのような図面になっている。未整備なら未整備の場所をちゃんと、今現在これを配布するに当たっては未整備の箇所は未整備の網かけの状況で出さなければまずいのではないのかなと。これ完成してしまっているよね。これについてはどういうことなのだろう。

（都市整備部参事兼都市計画課長）一応こちらの冊子につきましては、ふるさと総合緑道の基本計画の概要ということで、それら計画あるいは整備済みの箇所もあわせてふるさと総合緑道メインルートといたしまして表示させていただいておりますが、委員おっしゃるとおりこれではこの冊子においては未整備地と整備終了箇所がわからないというご指摘はそのとおりだと思います。

以上です。

（阿部）無駄なことになってしまうです。一般のウォーキング愛好家にこれを配布した場合、これではあれっということになるわけでしょう。これは回収しなくてはまずい。これ何年に完成とか、何年にこれが全部できるという計画にはなっているけれども、現在未整備のところまで完了したかのような図面はちょっといただけません。これは部長のほうから。

（都市整備部長）このパンフレットにつきましては、平成24年3月発行ということになっておりまして、表にふるさと総合緑道基本計画というような文言があればよかったのかなと。2枚目といいますか、そこに基本計画の概要ということになっておりますので、そういった意味でこういう計画ですよという図面を作成したものと認識をしております。ただ、委員おっしゃるとおりこの地域については未整備であるということはこの図面のどこかに表示する必要があるのかなと、このように感じております。

（阿部）これ何枚つくったのかな。

（都市整備部参事兼都市計画課長）ただいま資料がございませんので、調べて報告させていただきたいと思います。よろしいでしょうか。

（阿部）これは、一般の市民に配布してあるのかな。配布済みなのかな。

どうなのだろう。これ計画とはいえ、ここにちゃんと未整備の場所はこういう網かけで記載してありますよというようなことが書かれているわけだ。にもかかわらず、これはいただけないだろうな。一般の市民にこれ全部配布してしまったとしたら、これは問題だよ。

（都市整備部参事兼都市計画課長）凡例の中でやはり公園緑地などということでの限定した未整備地の表示になっておりまして、この中にやはり緑道としての未整備地という形で、現段階では凡例として盛り込んであればよかったのかなと反省しております。済みません。

（阿部）では、紛れもなくこれはフライングだと。

（都市整備部参事兼都市計画課長）あくまでもこれはふるさと総合緑道の計画の概要ということで、同じ緑色のラインで表示させていただいておる冊子でございまして、これは委員おっしゃるとおり足りない場所もございましたけれども、これはこれで冊子としては、概要を、一覧を見られるような形になっておりますので、特に支障がないという認識しております。

（阿部）概要は概要でもいいよ。だけれども、何年完成予定とか、それがどこにうたってあるの。2人で話ししてはだめなのだ。概要なら概要で、結局これは基本計画がある以上は完成の予定も必ずあるはずだ。予定はあるはずだ。だったら、なぜ予定を明記しないのか。

（都市整備部参事兼都市計画課長）おっしゃるとおり予定については、明確な記載がございませんので、おっしゃるとおりです。

（阿部）緑道のこのパンフは、結局私は行政側のフライングだというふうに思えてならないし、市民に対してもしこれが配布されたものであれば、やはり修正したものを出さざるを得ないだろうなと思うのだけれども、その辺についてのご見解をいただきたい。

（都市整備部長）今このパンフレットの配布状況がどんな形で配布されたというのを確認してから再度答弁のほうさせていただきます。

（阿部）わかりました。いずれにしてもふるさと総合緑道の事業の進捗を図るためというのであれば、あくまでも総合緑道と、総合緑道に軸足を置いて考えるべきだというふうに私は思うし、幅員がそれこそ7.何メ

ートルの場所もあると。車がすれ違える十分な幅だよね。果たしてそれが本当に緑道なのか。生活道路とは一言も言っていないわけだ。言っていないよね。言っていないですよ。だから、緑道であるならばそれほど幅員の広い道を必要とするのかと私は考えている。

もう一点、これについては、このパンフについては、いわゆる配布状況を確認した上で今後どうするのかという答弁を後ほどいただければいい。

（都市整備部長）現在認定幅員ということで5メートルから7.28メートルということをお願いしているわけですがけれども、7.28メートルにつきましては、きのうもご答弁させていただきましたけれども、橋梁部分が川の堤防よりも高いところに設置しますので、本線は5.5メートルで、このすりつけ部分がどうしても必要となるということで、その部分が今の予定では7.28メートルということでございます……7.82、失礼しました。7.82メートルということでございます。

予定でございますけれども、来年詳細設計をして、正しいといえますか、またそのところの数字が多少変わるかもしれませんけれども、あくまでも橋のすりつけ部分だということでご了承いただきたいと思えます。

（阿部）以上。

（細川）それでは、私もH-223号線についてお伺いをさせていただきます。

まず、本会議場で費用的には約2億円程度予定しているということで、正確な数字までは当然出ないかと思うのですが、土地収用であったり、補償問題、あと整備、橋梁にかかってくる費用、そうしたものの、大体の予想で構いませんので、この程度かかるであろうという金額を示していただければと思います。

（都市整備部参事兼都市計画課長）概算ということで、今現在物件補償等の見直し作業もやっておる中で、土地の買収につきましては約1,340万程度と今の段階では予想しております。また、物件補償につきましては1,170万程度（P14「3,400万円」に発言訂正）、今現在の段階では見込んでおります。ただ、今後見直していく中で若干の変更はあるかと思ひ

ます。よろしくお願ひいたします。

（細川） 済みません。本会議場では約2億程度このところの整備にかかってくるかなというお話があったかと思うのです。今の合算だと2,500万ぐらいしかないのです。そのほかどういったところで費用がかかるのか、もう一度お示しいただければと思います。

（都市整備部副部長） 用地等交渉につきましては、まだ見直し作業しておりますので、金額に幅はございますけれども、そのほかのいわゆる大きな部分としては、当然道路の築造工事と橋をかける工事が出てまいります。過去の議会の中では、概算額として2億円ということで一度お答えしていた経緯がございますけれども、私も橋、十何橋架替えとかをやってきてはいるのですが、特に川にかける橋につきましては、かけ方によって、架設の工事、例えば川の上にステージをつくらないと物が、橋がかけられないとか、いろんな条件がございますので、本体の工事の金額以上にいわゆる架設費用が非常に多くかかってくるケースがあります。これにつきましては、今構造と幅員とかの見直しの中で、どういった工法でいけば要は効果的に、効率的にできるかというのを検討しているところですので、なかなかちょっと金額というのがお伝えできなくて、例えば2億円というのは、それこそ橋にある程度のステージをつくってやらなければいけない場合の金額かなと思っています。これからちょっと設計をしていく中で、もう少し効率的に橋がかけられるようなものが選べれば費用というのは抑えられるかもしれませんし、地形的な制約の中でそういったことができないとなると、やっぱりそれなりの金額がかかってしまうのかなと思っています。ちょっとなかなか、一番お金が大きくなるのが橋ですし、そこが一番ご心配のところだとは思いますが、今の段階ではどのような型の橋をどうかけるかというところがまだ決められないので、金額としては非常に大ざっぱなものではか言えないというものになっています。

（細川） 今不確定な状態で、お答えするの難しいかとは思いますが、けれども、やっぱりそれも関連して我々も、これ認定かけていった後は、恐らくもうどんどん、どんどん計画が進んでいくかと思うのです。ですの

で、そうしたところも踏まえてある程度認定をかけていかないといけないのかなと思うのです。結局のところは、市道認定かけて、市のほうで地権者と交渉して、買収しました、でも橋のほうの費用は出ませんなんていう話になったら、買収のお話からして全くナンセンスなお話になってくるわけでないですか。そうしたときには、当然もうこれ一体物として考えていかなければいけないと思うのです。ですので、そのあたりの金額がどの程度か。それが今の財政上どういった状況なのかというのも踏まえて我々としては判断していかなければいけないと思うのです。というところで、改めてなのですからけれども、では仮に今思いつく方法で構いませんので、計画どおりのものをつくった場合には大体どの程度なのか。先ほど阿部委員のほうからもお話ありましたけれども、仮にこれ今車が通るように設計されているかと思うのです。それを幅員を狭めて歩行者、自転車などの通行にする場合の幅員であればどうなのかとか、そうしたいろんなパターン考慮した上でこの計画出てきていると思いますので、その辺概算で構いませんので、もう一度お願いしたいと思います。

（都市整備部副部長）金額、そういった意味での概算の金額としますと、過去にお答えをしております、一つの目安としてはやっぱり2億円ぐらい、全部含めて2億円ぐらいのかなと思っています。ただ、我々、私も設計のほうに今少し入っておりますけれども、できるだけこの金額を抑えようとする努力はしておりますので、見直しの中で、要はより効果的にできる橋の形式等選んでいるというところです。これが、済みません、1億でできるのか、3億もかかってしまうのかというのは、ちょっと今の段階で本当になかなか言えないところがありまして、一つの目安としては過去にお答えしている2億円ぐらいであるというのが事実でございます。

また、もう一つご質問にありました幅員の関係ですけれども、これをもしも人道橋ですとか自転車のみ使えるようなものにした場合のコストにつきましては、それで半分になるとかというものではなくて、どうしても橋は構造体としてかかる費用というのとかけるためにかかる費用とい

うのがありますので、幅員を例えば2メートルとかにしたからといって半分とか3分の1とかになるものではないと考えております。

また、この道路につきましては、ふるさと総合緑道は当然、先ほどのご質問にもありましたけれども、散歩道としての機能を持っておりますけれども、お配りしました資料の中の裏面の3番目にも書いておるところではありますが、多様な機能を持たせるというのもあわせて整備を進めております。ここは、場所的にどうしても元荒川をまたぐことになりまますので、例えば災害時等におきまして川というのは非常に大きなアクセス性を考えると障がいになりますから、そういった中でせっかく橋をかけるのであれば、単に人と自転車だけのものではなくて、緊急車両等の通行も非常時には想定できるものを機能としては確保していきたい。理念の3番に書かせていただいています多機能の機能を持った道路として整備していきたいと考えております。

以上でございます。

(細川) 今多機能な機能を持たせてというお話もいただいたのですけれども、今回ってそもそも論としてこちら何のためにかけるのかという部分が非常に重要になってくるのかなと思うのです。陸上競技場を起点にして緑道を整備させてというようなところで、どちらかというところと回遊のほうを目的としてこうした緑道整備ってやられているというのが一般市民の認識になっていると思うのです。そうしたところで、わざわざ道路を整備して橋をかけて多額の費用をそこに投入する。であれば、既存の道路をそういった緑道につなげていけばいいのではないのというのが多くの方のご意見だと思うのですが、なぜこのところで橋をかけてまで道路整備が必要なのか、やっぱりそのところがまだまだ説明不足かなと思うのです。ですので、そこを改めてちょっとご説明をいただきたいのですけれども。

(都市整備部副部長) お答え申し上げます。

行政といたしましては、まずこの23年度に作成をいたしましたふるさと総合緑道の基本計画、これの実現に向けて、ここだけではなくて、それに向けた整備をしているという流れがございます。こちらの場所につき

ましては、陸上競技場、とりあえず緑道としてのネットワークの一つの中心となる競技場をつなぐものとして、また非常時には防災拠点となります市役所を含めた、学校等も含めて、この周辺をつなぐものとしての機能を持たせているというところでございます。橋をかける場所につきましては、我々としてはこの基本計画に基づいて進めているというところでございます。道路の機能といたしましては、単に緑道としての、散歩道としての幅員だけではなくて、災害時等にも使えるものの道路機能を有するように進めているという2点になります。

(細川) そうすると、どちらかというところと緑道整備がどうのこうのというお話ではなくて、あくまでもやっぱり生活道路であったり、緊急動線であったり、そちらのほうが主として聞こえてしまうのです。それで、先ほど仮に平日陸上競技場を利用されている方、800名程度ですか、土日祝日とかお休みの日になると1,000人を超えるというようなお話も出ていましたけれども、であればその人たちが、陸上競技場を拠点に今のこの緑道を使われている方、そのうちの何人いらっしゃるのですか。我々は、あそこの陸上競技場の周辺を歩かれている方、もしくはジョギング、マラソンされている方、あれは下きちんとやわらかく整備されて、膝、腰に負担のかからないようにというような、そういう道をきちんとつくっているからこそそこを走られているという認識なのです。それがアスファルトの外に出ていったときに、では果たしてここ使われるのですかとなったときに、これそもそもそういった用途でここを拠点にというのがなかなか説明としては難しいと思うのです。今の現状として、外に出ていっている方がいらっしゃって、違うルートでうまく回遊ができるように、それとあわせてそうした今副部長のほうがご説明されたことなのであればわかるのですが、そのあたりご認識をちょっとお答えいただければと思います。

(都市整備部副部長) ふるさと総合緑道といたしましては、この地域だけではなくて、それぞれ市内の各地域に、各地点に、例えば休憩スポットですとか、核となるようなものを配置をしてというか、そういったものをうまくつなぐ形でネットワークを組んできております。そういった

各地区における拠点の一つとして当然陸上競技場というのがあると思っております。緑道全てがジョギングされる方ということではないとは思いますが、市民の方にできるだけ地域の中で身近な自然等を感じていただきながら歩いていただく、安全に歩いていただけるようなネットワークをしっかりとつくっていくというのが行政の一つの仕事だと思っております。そういった意味では、どうしても川というのは対岸とのつながりを特定の橋でつながらないとなかなか結びつかないというところもございますので、この三谷橋から郷地橋の間1.5キロ、川の右岸側には行政施設ですとか学校ですとか、防災機能、災害時の防災拠点となるようなものが配置をされている。川の左岸側には、古くからの神社ですとかお寺さんですとか、そういったものがあるという中で、地域をつなぐネットワークとして考えたときに、橋をかける位置としては非常にいいところを選んでいると我々としては思っております。そういった中で、多くの方々に日常としての自然を感じていただけるルートづくり、また非常時において防災機能としてのネットワークを強化していくという考え方、そういったものを総合的に勘案した中で、こちらの位置を決定して、構造等もその中で検討しているという状況でございます。

（細川）今回橋をかけようという部分なのですけれども、これ上流にも下流にも橋があるわけです。その間というのは、直線距離で1.5キロ程度というご説明もいただいていたけれども、これを回ることが本当に、緊急時であったりだとか、そういうときに、一秒でも早くというのは理解します。ただし、ここに2億円をかけて、2億程度、今の概算だと、その費用をかけてそうしたことを、数秒を争うのだというのであれば、これ市内どこでもこんなことやらなければいけないと思うのです。何でここだけこれをやらなければいけないのか、その説明がどうしてもまだまだ不十分なのです。ここでないとだめだと言われているところというのがなかなかやっぱり理解しがたい。そこに対して高額の費用だと。結局のところやっぱり、当初計画を立てて、それにのっかって遂行しようとしているというのしか見えないのです。このマップもそうですけれども、5年前につくられていて、そこから修正もかかっていない。とい

うことは、これがもう既存路線でいくのだろうと。これにのっとってもう当たり前のように進めるのだというような形にしか見えないと思うのです。財政上、やっぱり年々変化もあるでしょうし、出せるもの、出せないもの、また新しいところに費用もかかるという部分もあるかと思えます。本会議で建設部長ですか、橋はお金がかかるのだと、今後の長寿命化の話だとか、そういったところでも、橋ってお金がかかるのですよねというのを、ちょっと済みません、建設部長ですか。そんな話も出ている中で、新たな橋をかけて、さらにその橋を今後も見えていくとなったときに、そのランニングコストってどれだけかかってくるのだと思うと、ちょっと今回のこの計画には合わないと思うのです。なので、総合的にもう一回、今後のところも踏まえて、お答えをいただければなと思えます。

（都市整備部副部長）済みません、私の説明も下手なところがありまして、ちょっと整理をさせていただきますと、23年度合併した後に各市、町で、もともとの市、町で持っていたいわゆる散歩道、遊歩道の計画をまとめて1つのものをつくりましたが、その際この現在市道認定をお願いしている箇所に橋をかける、橋をかけたネットワークを組んでおる背景の一つといたしましては、過去に一般質問等でもお答えをしておりますけれども、県道の三谷橋の架替えの際に、側道橋であったものを残していただきたいという地元のご要望がある中で、県のほうで橋の調査をした結果、老朽化等があってもなかなかそれは残せないという中で落としてしまった経緯がございます。それを受けて、地元の方からも、車道は確かにきれいになりましたし、歩道は歩道としての機能というのも、新橋、新三谷橋のほうにありますけれども、農耕車等も含めた中でひとつ橋を復活してもらえないでしょうかというようなご要望もあって、そういった流れの中で元荒川の三谷橋から郷地橋までの間1.5キロありますけれども、どこかに橋をかけるとするとどこがいいのかなという中で、この緑道計画とあわせて位置を決定してきたという経緯がございます。繰り返しになりますが、元荒川につきましては右岸側には防災機能、防災拠点となる行政機能ですとか学校が集中していること、また左岸側に

は、どうしても集落はございますけれども、郷地橋または三谷橋からしかこちら側に来れないということがありますので、そういった中で架設位置としては非常にいいポイントを選んでいると思っております。

ご質問の橋梁の今後の維持管理の関係でございますけれども、今回橋の形式を検討するに当たっては、例えば川の中に橋脚をどうつくるのか、つくらないのかとかも含めまして、将来的な維持管理、点検等が非常にしやすいような構造を選びたいと思っております、実際そのように橋の今検討を進めております。本会議の中で建設部長から橋の維持管理が大変だというご回答ありましたけれども、昨今の技術の中では点検がある程度しやすく、一般的に損傷が多いような部材をできるだけ使わないような構造というのも出てきておりますので、橋梁の構造の選定に当たってはメンテナンスがしやすいような構造を当然我々としては選んでいって、しっかりとした対応をしていきたいと思っております。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後零時01分)



(開議 午後1時00分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市整備部参事兼都市計画課長) 訂正のほうをお願いしたいと思うのですが、細川委員さんから受けました家屋補償の関係につきまして、私「約1,170万円程度」ということでお話をさせていただいたところ、予算につきまして「3,400万円」の予算がございましたので、その辺訂正をお願いいたします。

以上でございます。

(都市整備部長) 午前中の阿部委員さんのリーフレットの関係でございます。これにつきまして確認しましたところ、平成23年度にふるさと総合緑道基本計画というものを作成しまして、業者委託しておるわけですが、その中で仕様ではリーフレット作成ということで100枚という仕様になっております。実際に納品した正確な数字はわかりませんが、在庫を確認しましたところ580ありますので、恐らく1,000ぐらい

納品していただいたと。それは、業者にしてみれば、推測になりますけれども、こういった印刷物ですので、100枚刷ろうが1,000枚刷ろうが、単価が当然安くなりますので、大きな違いはないということで、サービスで納品させていただいたものと、そのように理解しております。

また、配布につきましては、都市計画課の窓口にはご自由にお持ちくださいということで、不特定多数の方といいますか、窓口に来られた方が持っていけるような状況で、こちらが積極的に一般の市民の方に配布してはおりません。

また、ふるさと総合緑道の基本計画につきましては、ホームページ上何のことも載せておりませんので、担当に確認しましたところ、データがあるということなので、ホームページ上にこの基本計画載せまして、その際に今整備しているところはこちらですよという形での掲載をしたいと、そのように考えております。

以上です。

（阿部）これからホームページ上のものを修正するというので、だからこれに間違いはないということになるのかな。

（都市整備部長）あくまでもこの冊子につきましては、確かに都市計画課の窓口で配布といいますか、持っていけるような状況になっておりますけれども、あくまでも内部の資料ということで、この作成自体には間違いはないと思います。あくまでも基本計画ということで、こういった計画で今ありますよと、そのような形で認識はしております。

（阿部）計画があるということは、計画と、いわゆるこういう事業計画には完成予定はセットであるのだ。セットなのだ。計画と予定、完成の予定はセットなのだ。しかしながら、ここに何年何月完成予定とかというものが一切記載していないのはどういう意味なのか。

（都市整備部長）今委員おっしゃられるとおり、この基本計画を見ましたところ、完成予定は載っておりません。延長が100キロ近い距離でございますので、なかなかいつまでということが明記できなかつたものと推測しております。

以上です。

(阿部) それでありながらこれに間違いはないという答弁は、私はちょっと違うのではないのかなと言わざるを得ないと思うのだけれども、どうなのでしょう、その辺のところ。はっきり言ってくれてしまったほうが後が楽だと思うのだけれども、どうなのだろう。

(都市整備部参事兼都市計画課長) 事業の計画につきましては、年度末の段階で担当といたしましては作成しておりますが、整備をするに当たって、北本県土事務所で整備を行ったところ、占用を行いながらうちのほうで整備済みという形でふるさと緑道に位置づけるような形をとっておりますので、あくまでもこれは計画ということではあります、公開はしておりません。

(阿部) だけれども、まだ市道の認定すらしていないのに載せてしまっているわけだ、これ、あたかもできているかのように。余りにも議会軽視にならないかと思うのだけれども、どうなのですか。予定は予定でいいよ。だけれども、説明もないままに、あたかも完成しているかのような図面をつくってしまうのは、これはいかななものか。だって、今回初めてだよ、話が出たのは。我々認定の話があって初めて知ったのだ、あそこに橋がかかってどうのこうのというのは。私の場合はだ。今まで聞いていなかったのかもしれないけれども。だけれども、余りにも唐突で、それがもうしっかりでき上がってしまっているということになると、これはちょっと議会軽視になるのではないのかなというふうにも思えてならない。決してそんなことはないということなのだね。

(都市整備部長) ちょっと言いわけじみたことになってしまいますけれども、この基本計画につきましては23年度に作成をさせていただいたと。橋梁の最初の計画、7.5メートルですけれども、この設計につきましては24年度予算から対応しているということなので、確かに市道認定、手続的に用地買収を進めるという形で5,000万円の収容の特例が認められる可能性があるわけです、市道認定していただければ。そういったことで今回市道認定の議案を出させていただきましたので、この橋梁につきましては、くどいですがけれども、24年度予算から計上して、なかなかスムーズには進んでいないのが実情でございますけれども、そういう状況で

したので、私どもは委員各位はあそこに橋の計画があるということは認識していたのかなと、そのように思っておりました。確かにこのマップ見る限り、何かあたかも全部完成しているようなイメージのマップですがけれども、市民向けに作成したものではないということで、申しわけないのですけれども、ご理解いただければと思います。

(阿部) もういいや。

(川里支所支所長) ただいまのふるさと緑道の冊子の関係ですけれども、当時、平成23年度、私担当課長だったものですから、ちょっと補足で説明させていただきたいと思います。

まずもってこれは、これまでもご答弁申し上げてはいますけれども、23年度のふるさと総合緑道の基本計画の業務委託の一環として作成したものでございます。ですから、これまでの3市町のおおののルートを統合してつくったもので、全体として新市のふるさと総合緑道としてこういったものが全体計画として投下されていますよというのを表示したものでございます。したがって、こういった基本計画、先ほど委員のほうから整備完了予定だとか、そういったものを明記するのが本当ではないのかというような趣旨のご発言ありましたけれども、必ずしもこういった基本計画に整備予定を明記しなくてはならないということは決してないと思います。ましてやかなりボリュームといいますか、整備のボリュームもあるものですから、財政的なものもでございます。そういったことから、要は整備期間といいますか、そういったものを明記しなかったということでございます。

それから、このふるさと総合緑道の今回の路線でございますけれども、先ほども申し上げましたけれども、平成24年度以降、予算化もしておりますし、さらに過去の一般質問でもかなりの回数質問も受けております。ということで、決して議会軽視ということではなくて、執行部のほうといたしましては委員の皆様にもご案内をしているものというふうに認識しております。

以上です。

(阿部) 俺がもういいと言っているのに、また何言い出すのだよ。

では、きょう市道の認定、ここを通るのですよというのを初めて聞いたのだ。橋の話はあったかもしれないけれども、ここを通るのだという話はきょう初めて聞いた話だよ。屈折している道を真っすぐにするのだよ。あれ前からそうなっていたか。なっていないだろうよ。きょう初めて聞いたのだ。認定すらまだしていないのにすっかりできてしまっているという話だよ。だから、余計なこと言うなって。俺もういいと言うのに話すからそういうことになるのではないかよ。

（委員長）よろしいですか。

（阿部）そうだんべ。いいと言ったらいいのだよ。余計なこと言わない。以上。

（委員長）続いて、細川委員、続きをお願いします。

（細川）なかなかご説明的にちょっと納得いかない部分あるのですけれども、ちょっと次お伺いします。

これふるさと総合緑道の整備に当たって、これまで県費のほうとか、国費が出ていたかどうかというのはちょっと確認していないのですけれども、これまでそうした市独自の予算立てというだけではなくて、県費の充当だとか国費の充当というものがあつたと認識しているのですが、そのところはどうだったか、ちょっと確認させてください。

（都市整備部参事兼都市計画課長）ちょっとご質問のご確認させていただきたいのですが、今回橋以外の場所ということによろしい……

（細川）今までのところ。

（都市整備部参事兼都市計画課長）わかりました。

元荒川の側道につきましては、北本県土事務所の所管になっておりますので、北本県土事務所で一定の整備をしていただいたものを鴻巣市で占有を受けて、その後ふるさと総合緑道という形で維持管理を行うこととなっております。整備につきましては、鴻巣市としては金額的な負担はございません。そういった形で、県のほうから整備を行っていただいておりますということで、それがあつた意味、交付されているのかどうかという意味ではなく、県のほうで負担していただいているという内容でございます。

以上でございます。

(何事か声あり)

(都市整備部参事兼都市計画課長) 失礼いたしました。
元荒川の側道部分ですか。訂正願います。
以上です。

(細川) そうすると、補助金というか、交付金としていただいて、それを市の財政と合わせて何か整備をしたというものはないというふうに認識をしてよろしいですか。

(都市整備部副部長) ふるさと総合緑道整備事業として国の交付金ですとか、県からの補助金というのが直接入っているということはないと思います。しかしながら、また見ていただくとわかるように、例えば県道ですとか国道の歩道、または荒川沿いのいわゆる人が歩けるところを使っていたりとか、既存の道路ですとか河川の管理用通路等を使ってネットワークを組んでおりますので、そういった中では市だけのお金を使ってふるさと総合緑道をつくってきているということではなくて、県、国と連携しながらご協力いただけたところをご協力いただいてやってきているというのが実情でございます。

(細川) そしたら、次の質問に移ります。
未整備箇所、今回このマップ上ではできているよというふうに見受けられるようなところなのですけれども、これと同様に今ここが緑道だということ明記されているけれども、まだ未整備だという箇所ってこのほかにありますでしょうか。

(都市整備部参事兼都市計画課長) ございます。未整備箇所はございます。場所につきましては……

(細川) では、申しわけありません。恐らくここからここと今地図上で言われてもなかなか把握するのが難しいと思いますので、後に資料としてここが整備されていないですよというところが明確にわかるものがあれば、そちらをいただければと思うのですが、いかがでしょうか。

(委員長) 資料としていただけますか。何カ所あるのですか。

(都市整備部参事兼都市計画課長) 後にご提示させていただきます。よ

ろしいでしょうか。

(委員長) よろしいですか。

(何事か声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 1 8 分)



(開議 午後 1 時 1 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(細川) 一応この地図に、この計画図に関しての質問なのですが、先ほど来これあくまでも計画なのだとということでご答弁あるのですけれども、作成が24年ですよね。それからもう5年たっているのです。5年の間ずっと計画だ、計画だということと同じものをずっと使用して、それを窓口に置いてというのは、幾ら何でもちょっとしんどいのかなと思うのです。あくまでもこれ計画段階の資料なのだというのであれば、1年、2年はこういうものでやるのですというのは理解するところではあるのです。ただ、もう期間が期間なので、では正式なものってつくのですか、つくっているのですかという質問にもなりかねないのです。今これを配布しているということは、恐らくそんな計画もないと思っはいるのですが、そのあたりの見解っていかがでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 1 時 2 1 分)



(開議 午後 1 時 2 1 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市整備部副部長) 先ほど来このマップの中でいろいろご指摘をいただいているのは、事実平成24年3月発行ということ、それ以降に対しての進捗等のお知らせが全くされていないということ、ご指摘は真摯に受けとめなくてははいけない。その中で、この歩鴻マップ、ご存じだと思っはいるのですけれども、これがこの間本市における整備区間のコースごとに明記してありますので、これを基本に進捗に合わせてコースが策定を

されて、活用いただけるということでございます。

また、先ほど部長のほうからの話でもありましたように、これそのものが広報にもお知らせをしていない、カウンターでご自由にお持ちくださいという資料ということですが、先ほど部長が言いましたように、今後広報等にお知らせをしながら全体の……

(ホームページの声あり)

(都市整備部副部長) ホームページです。ホームページ等にこれを掲載しながら、阿部委員からお話出ましたように、ある程度完成できているところ、また今後数年の中で予算化されて事業で進めていくようなところをきちっと明記しながら、ホームページ等でお知らせしていくのも一つの方法という認識を持っております。

以上です。

(細川) 以上です。

(橋本) では、私もH-223号線ですか、について少しだけお聞かせいただきたいと思います。

まず、このほど買収する地権者、これとはもうある程度話ができているのかどうか、ちょっとお伺いしたいと思います。

(都市整備部参事兼都市計画課長) 今現在、今年度変更、路線が変わって、幅員も縮小されて、見直しの作業を行っております。そういった中で、今後買収する平米数等正式に決まった段階で、また今回の認定をいただけた時点で、土地収用法の税制の優遇も受けられるということも踏まえて交渉し、理解を得るということで計画しております。

(橋本) 全く話をしていない、これから交渉ということなのですか。

(都市整備部参事兼都市計画課長) 地権者の方には、もう一定のご理解をいただけているものと考えております。認定につきましても、関連地権者全て認定についてはご説明しまして、今回まちづくり常任委員会の委員の方々が見に来られるよという内容は伝えておりまして、ご理解を得ております。

以上です。

(都市整備部長) 補足させていただきます。

なぜ今回この路線につきまして道路認定をするかという理由でございませぬけれども、まず今計画しております道路につきまして、管理主体を明確にするという意味があります。要は市道、市が管理する道路だということを確認にすると。そういった位置づけにすることによって、これから用地取得の作業に入るわけですけれども、税務署との協議をして、予算も一般会計でこのようにやりますよと、そういった書類をつけて、収用の5,000万控除というのがあるのですけれども、その特例が受けられるかどうか税務署に協議をします。それをもって、税務署のほうでよかろうということになって、初めて正式に地権者との用地交渉に入ります。今現在道路認定の作業に入りますということは地権者の方には了承を得て、また線形等につきましても了承を得ているわけですけれども、実際の用地交渉、いわゆる単価、土地代、補償代金、そういったものにつきましては、一切提示しておりませんので、それは粘り強く交渉していく。何とか用地を取得させていただくと。まずは、今回認定をしていただかないことには収用の特例が受けられませんので、そういった状況になっております。

以上です。

(橋本) ある程度はもう大きな問題にならないだろうという感じで、これから認定をしてから正式な交渉入るということで理解していいですか。

(都市整備部長) 用地買収、私も経験あるのですけれども、担当としましてはあくまでも税務署との協議が調わないことには地権者の方にうかつなことは申し上げられませんので、あくまでも協議が調った段階で用地交渉に入らせていただきます。ですから……ちょっと暫時休憩していただけますか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時27分)

◇
(開議 午後1時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(橋本) もう一点、済みません、沼田のほうの1257番地1地先、先ほど見させていただきましたが、ここから免許センター通り、ここは少しカーブすると先ほど聞いたのですけれども、ここはこのままに再度また認定するということなのですか、この地先から免許センターまで。

(都市整備部副部長) 委員ご質問のところは、今舗装されている道路から先の砂利の部分だったところのことなのかなと思うのですけれども、あそこは水路敷になっておりまして、道路認定はかかっておりませんか……

(橋本) ではなくて、反対側です。沼田のほうです。

(都市整備部副部長) 市役所の。

(橋本) はい。

(都市整備部副部長) 免許センターの前の通りのところにつきましては、今水路を渡る橋があるかと思えますけれども、最終的にはあそこですりつけますので、道路区域といたしましてはかぶってくることになると思います。ですので、路線としては近接して2本の市道が出てくるということになると思います。

(橋本) あと予算なのですけれども、大体最大で、最大と考えていいのですか、2億とあるのですけれども、これもう一度ちょっと確認なのですか、全て市のお金、一般会計でやるということなのではないでしょうか。もう一度確認させていただきたいのですけれども。

(都市整備部参事兼都市計画課長) おっしゃるとおりです。

以上です。

(橋本) 今財政的にこれから多分厳しくなるところで、やっぱり2億近くというのは費用対効果でいろいろ問題もあるかなと思うのですけれども、これたしか24年度、そのときに橋をつくるというのは私は認識していたので、いつやるのかなという感じで待っていましたけれども、その時点だとまだいろんな、例えば合併特例債とか、そういうのを使うとか、そういうことはできないものだったのでしょうか、これは。

(都市整備部長) 大変申しわけない。財政的なことはちょっとわかりません。

（橋本）なるべくやっぱりいろんな、補助金は使えないというのであれば、そういったものを使って少しでも負担を軽くしていただきたいなと思います。

あとふるさと総合緑道、これを見せていただいたので、残り580部残っているというのは、これは結局対応、今みたいにこのまま窓口で渡していたら勘違いする方も多分いらっしゃると思います。普通にもらって、ああ、もうこういうのできているのだというふうに思われる方もいらっしゃるのので、これからこの残った、もったいないので渡すことはいいと思うのですが、何かはっきりこれまだ計画だということをわかるようなふうにしてお渡ししなければならぬと思うのですけれども、その点どう考えられるかちょっとお伺いします。

（都市整備部参事兼都市計画課長）委員からのご指摘を受けまして、有効利用できるような形で対応させていただきたいと考えております。

以上です。

（橋本）最後に、これは余りよく見ていなかったのですけれども、私の前のところも緑道になっていたというのが今わかったのですけれども、うちの前の道が馬室のところ、荒川左岸にぶつかるころなのですけれども、これって、人形町のほうから来る道なのですけれども、特に道を通っても緑化推進とかそういったふうに、普通の道なので、緑化推進とか健康増進とか、そういうふうに思えないところ。木も立っていないし何も、ただ家建っているだけなので、こういったところが、これからなのかわからないのですけれども、こういう普通の道、歩くに当たって一つもおもしろくないところなのですけれども、そういったところを緑化推進ということで何かやっていくのか、それだけちょっと教えていただきたいと思います。まだ未整備なのでしょうか。

（都市整備部参事兼都市計画課長）このルートにつきましては、現道の道路をご利用させていただく形でのふるさと緑道という位置づけになっておりまして、特に今後整備をする等、計画はしておりません。

以上です。

（橋本）ただ普通の道を皆さん歩いて、そういうところもあるわけです

ね。大部分がそういうところなのですか。

（都市整備部参事兼都市計画課長）拠点、拠点のアクセスの関係で、どうしてもそういった一般的な生活道路をふるさと総合緑道という位置づけにさせていただきながら、トータル的なルートがつくられている状況になっております。一般的な道路についても緑道という位置づけでおります。

（橋本）何もなくても一応緑道なのですね。

（都市整備部参事兼都市計画課長）はい。

以上です。

（橋本）わかりました。

私は以上で。

（建設部長）ちょっと補足ですが、先ほど橋本委員のほうから今回の認定箇所起点から免許センターまでの区間の道路のお話あったかと思うのですが、ここについては現在認定されておまして、H-126号線という道路なのです。この部分については、今回認定箇所の道路と同じように整備をするのですが、道路の拡幅という形になりますので、区域変更の手続でこの部分については対応する形になります。

以上でございます。

（秋谷）性懲りもなくH-223号線についてちょっと私も幾つかお伺いたいのですが、元荒川を渡る橋が鴻巣地域は個人的には少ないだろうと思っているので、川を渡る橋がふえるのは個人的には大変喜ばしい認識でいるのです。たまたま議案説明の中でふるさと総合緑道の整備と一体化ということの話があったから、ちょっと前半はそちらのほうに話が行ってしまっていると思いますけれども、ちなみにまず鴻巣エリアで元荒川を渡る橋、要は市道として認定してあるもの、県道として認定してあるもの、また認定とか全くされていない橋というものがまず何本なのか。

あとは、元荒川は吹上地域であるとか鴻巣と川里を渡る地域であると思うのだけれども、例えば吹上地域にはそういう認定されている橋、認定されていない橋、一体何本あるのかというのが総括的にわかれば教えて

もらいたいのですけれども。

(道路課長)パンフレット、散策マップというのがあるのですけれども、こちらのほうを見ますと、吹上地域、全部で17、元荒川にかかる橋があります。その中で市道認定ということでされているものについては10本、10カ所(まちづくり常任委員会会議録平成29年9月11日開催P1「11カ所」に発言訂正)あります。その中にイベントとして使われている車が通らない部分というものが1つ、あと県道として橋がかかっているもの、これについては4カ所、JRの陸橋が1本こちらのほうあります。それとあと、当時アピタのところにアサヒゴムというのがありまして、そこで個人的にかけた、個人的というか、会社のほうでかけた橋、アサヒ橋というのがあるのですけれども、その橋を合わせて17本ということで、市道認定されているものについては10カ所ということでお願いします。以上です。

(秋谷)鴻巣側のはわかりませんか。鴻巣側はわからないかな。鴻巣側はそんなに多くないよね。鴻巣だとそんなに多くないよな。

(委員長)暫時休憩いたします。

(休憩 午後1時38分)



(開議 午後1時42分)

(委員長)休憩前に引き続き会議を開きます。

(道路課長)今確認しましたら9本(P30「鴻巣地域、全部で13の橋を持っています。」に発言訂正)ということで、訂正がありましたらまた後で報告ということでよろしくお願いします。

(秋谷)地域の違いはあるとはいえ、古来から川を渡るというのは大変な作業が伴っていたと自分では推測できるので、こちら側に、私川の内側に住んでいるとその苦しみというのは直接わからないけれども、川向こうに住んでいる人からしてみたら、向こう側はスーパーとかもないようだし、ぜひ早いところ整備をしていただきたいと思うのだけれども、今回仮に認定が可決されて、用地交渉が済んで、いざ着工というときに、つくる橋について、先ほど金額云々という話はあったのだけれども、古

い過去の橋とかを見るとちょっと危険な橋が多いのです。きょうちよつと現場を見させてもらうと、元荒川の流が結構強いので、しっかりとした、人が転落しないような、事故の起こらないような橋をつくってちゃんとした市道にしてもらいたいと思うのだけれども、そういうイメージ的なものというのはあるのでしょうか。先ほど橋脚的な部分でできるだけお金がかからなくて、メンテナンス的に安易というか、しやすい橋というイメージがあったのだけれども、安全性の部分について、もしお答えできるものがあれば。

（道路課長）道路課のほうで管理している、今橋梁点検のほうを始めているのですけれども、全体で526橋管理しているものがあります。その中で徐々に点検をやって、来年最終年度で5年たつわけなのですけれども、その中で今年度、補正でも上げているのですけれども、200橋予定。来年236かな。それで1サイクルということで終わるわけなのですけれども、その中で橋の点検をやる中で、最悪通行どめという形になる橋は点検の中ではないのですけれども、その中で1から4の中で3とかというものに対して、点検の度合いによって優劣を決めて、悪いものがあれば早急に対処するという形で詳細設計を上げて修繕を行っていくという形でうちのほうでやっている中で、その辺の点検を踏まえた形で、なるべく安全な橋を保持していくというか、つくっていききたいとは考えてはいるわけなのですけれども。

（秋谷）イメージはないかな。

（道路課長）はい。済みません。

（秋谷）あとは、市道、実際に車が1台とはいえ抜けられるような道路になるわけなのだけれども、あのあたりの要は交通の安全対策というものがしっかりと引けるものなのではないでしょうか。橋があれば便利だから、車が通れるのだったらなお通る人は多くなると思うのです。そういうときに、例えば緑道を渡る人、あるいは生活のために渡る人、あるいは抜け道として利用する方、そういった方が結構往来ができたらできたで多くなると思うのです。だから、その周辺の安全対策というものをしっかりとやらないといけないと思うのですけれども、そういった部分が例えば幅

員5メートルというもので確保ができていますか。どうなのでしょう。

(道路課長) 幅員の有効5メートルということで、安全にというか、お互いで交互通行するに当たって気をつけて走るとというのが当然のことだと思いますけれども、橋をつくって開通するということになった場合、できた時点でどういう事故を想定するとか、あと交通量、その辺を見ながら安全対策をしっかりとやっていく方向では考えております。

(秋谷) 付随して、こちらの免許センターのほうの通りに出るときに水路を渡るではないですか。何用水だったかな。あの用水のところですらいつ転落してもおかしくないような状況なわけです。そこに車が入ったり、あるいは通学の自転車が通ったり、いろんなことがあると、それこそ用水に対してだって、落ちる可能性というか、何年前かわからないけれども、箕田の大幹線排水路のほうかな、あっちのほうでも人が転落して、網つけたのかな、たしか。そういうような事故があったぐらいなので、あの場合は交通量が大変多い裏道なのだけれども、この部分だってできればそういうアクセスがよくなって、きっと学生なんかは通り抜けに多く使うと思うのです。だから、そういった安全対策というものをしっかりした道路にしてもらいたいのです。そういったところの対応というものをしっかり考えていただきたいと思うのですけれども、いかがでしょうか。

(都市整備部副部長) 今回5メートルから7.82ですか、特にこちら側の出口の部分は、変則的な十字路といいますか、なっていますので、恐らく要望しても信号はつかないのではなかろうかと思えますけれども、ドットラインですとか、当然停止ライン処理等によってドライバーへの安全の周知は図らなくてははいけない。また、安養寺側の出口も十字路になっていますので、両端がブロックで民家ですので、相当左右の見通しが悪いということを含めて、ミラーとやはりライン処理によって、とまれの徹底を図ってもらうしか今のところないのかなと思っています。橋梁部分におきましては、車道部分が4メートル、片側に1メートルの路肩といいますか、50センチの路肩、それから60センチ高くして、地覆とい

いまして、そこに転落防止の高欄は両端につきますので、どちら側かが1メートルあきますので、道路構造上問題がなければ、オレンジと黒いポストコーンというビニールのこういうパイプがあるのですけれども、そこで1メートルぐらいのところに設置をして、車と歩行者の分離。前後の車道部分においては、外側線等設けて、車の走行路の確保、ライン等で処理をするしか今のところないのかなと思っていますけれども、完成が見えてきた時点でいろんな部分で問題点が発覚すると思いますので、その都度いろんな部分で安全点検をしながら事故のない道路をつくっていきたいとは考えております。

（秋谷）何といってもこういう新しくできる橋というのは鴻巣では、つけかえというのはあったけれども、久しぶりというか、ご無沙汰なので、逆に言ったらそういう安全面の配慮というものはしっかりやっていたきたいと思います。

あともう一点だけ、最後の川—3197号線か、現場見させてもらったときに道路側溝が1カ所ゆがんでいたとか、土地の形状の問題なのかな。U字溝自体の形がゆがんでいるわけではないので、少しU字溝とU字溝のつなぎ目でいびつになっているとか……

（何事か声あり）

（秋谷）ううん、段差ではなくて、奥側はちゃんとくっついているのだけれども、手前側がこういうふうに開いてしまっているとか、そういうような場所があったのだけれども、その部分というのはやっぱり一番最初の議案の説明であったときのよう、しっかりと補強とか、していただけるのだろうか。何かああいう地形がゆがんでしまっているようなところは逆に心配なのだけれども。

（道路課長）側溝自体が製品なもので、製品と製品をくっつける部分についてモルタルで仕上げるという形になっているので、もしそういう場所があるのであれば指示をして直すような形で帰属を受けるようにします。

（秋谷）変だなと思ったのです。要は分譲地だから、きれいに土地を切るだろうなと思うのにそういうふうになっているということは、何か地

形上、地盤上の何か問題でもあるのではないのかなと逆に心配になるぐらいなので、その部分はちょっとよく注意をしていただきたいと思います。

終わりです。

（道路課長）先ほどの橋の件で訂正をお願いいたします。

今調べたところ、鴻巣地域、全部で13の橋を持っています。市で市道認定されているものについて8カ所、県のほうで管理しているものが4カ所、国が1カ所ということで、13カ所あります（まちづくり常任委員会会議録平成29年9月11日開催P1「市で管理している橋を「10カ所」、県で管理している橋を「5カ所」、国で管理している橋を「2カ所」に発言訂正）。

以上です。

（加藤）幾つかご質問をさせていただきたいと思います。

まず、計画、そして認定、収用ということで、都市整備部長のほうからこんな流れの中でというのをおっしゃっていただきました。そこのちょっと再確認です。まず計画ができますということで、計画の段階ではまずその地域の方々、地権者とかにはこんな感じの計画をつくっていきただけれどもというような形で打診があるのですよねというのがまず再確認です。これは24年度の計画だったと思うのですけれども、そのときに大まかにこういう構想があるのです、計画にしていきたいのですということでまず打診があるのか。

そしてまた、こうなりますよというのは先ほどもオーケーはいただいていますという話がありました。その後認定という行為があって初めて、国税サイドですか、税サイドのほうにこういうことで収用の形でやりただけれどもということになって、その後に初めて地権者との金額も含めた交渉になりますということの流れでまずはいいのですよねという確認です。まず1点目。

（都市整備部参事兼都市計画課長）流れといたしましては、そのとおりでございます。

（加藤）では、地権者の同意というところで、済みません、最初に言え

ばよかったのですが、市道H-233号です。皆さん方がそれぞれ聞いているところであるのですけれども、きょう現地を拝見させていただいて、ここから斜めになるのだとかというところもご説明いただきました。特に免許センター側のところについても、現地、林、竹やぶになっているようなところも含めて拝見させていただいて、その中で道路が橋のほうに向かっていく中で、隣の塀があったところが、ちょっと気づきました。最初はその塀とかは関係ないのですけれども、途中からかすっていくような感じになるよといった部分がありましたけれども、その辺は地権者にとっては、途中かすっていくって、塀の存在があったものですから、あの辺ってどのように処理されるのかなというのがちょっと疑問になったものですから、ちょっと言える範囲で教えていただければと思います。

（都市整備部参事兼都市計画課長）当初計画ですと、土地の所有者Aさん、Bさんの間までということで、そこを道路境界ということで計画しておりました（P36「ブロックは道路の境界としては当初から計画しておりませんでした」に発言訂正）。その後今回見直しということで、細かい話になるのですけれども、ブロック自体がAさん、Bさんの境界の中心にブロックが積んであるということもございますので、その辺を考慮しまして今回見直しをかけているところがございます（P36「その後、ブロックを含めるような形で計画を変更する予定でございます」に発言訂正）。

以上です。

（加藤）では、これ先日の議案の質疑の中で出てきた部分の関連での確認です。今回道路についても橋についても、一般財源でやっていかななくてはいけない状況ですと。それは、道路でいうと幹線道路の位置づけにならないということで、全部市の財源のほうでやるのです、そういったお話だったと思います。簡単に、幹線道路というところの位置づけというのはどんなところの要件を満たせると幹線道路にできたのかなと。つまり今回の場所というのは、先ほど都市整備部副部長からも最適な場所だと思っているのだというお話がありましたけれども、財源の面も考えていくと幹線道路にうまくはめられるようなところで、かつ進められ

ばよりベターだと思ったのですけれども、今回そういうふうにはならなかった。では、幹線道路というのはどんな状況でもって幹線道路になったのかなど、その辺のところをちょっと教えていただけますか。

（道路課長）今委員のほうから質問があった関係なのですけれども、幹線の中でも1級、2級という形で分けられている部分がありまして、幹線1級についてですけれども、基幹的道路網を形成するのに必要な道路で、一般国道及び都道府県以外の道路のうちということで、都市計画決定された幹線街路、主要集落、戸数として50戸以上という、それらの主な要件を満たしているもの、これについて1級市町村道、幹線1級ということで捉えています。もう一つ、幹線の2級というのがありまして、こちらについても基幹道路網の形成に必要な道路ということで、都市計画決定された補助幹線街路、集落戸数25戸以上ということで、これらの主なものに関連するものについて基準を定めた形があります。以上です。

（加藤）そうすると、24年度にこの計画ができたときから、推測されることで、一般財源かかるけれども、しょうがないよねという中でつくられたという解釈でよろしいですよ。

（都市整備部副部長）先ほどの幹線道路のちょっと補足になりますけれども、国道道含めて地方の生活道路、今回の認定いただく路線というのは道路のランクでいうと一番下のランクでございます。級数でいうと3種5級ということで、一般における生活道路、1日の最大交通量500未満ということで、道路基準としては最低のランクの基準になっております。それについては、24年度の計画段階から一向に計画、交通量も含めて、変わっていない状況です。

（加藤）先日というか、議案の質疑の中で、橋の場所がああでしょう、こうでしょうとちょっとごちゃごちゃしていた部分があったので、この部分は場所の1点確認です。三谷橋の関係で側道がなくなったという表現があったのですが、その言っている側道というのは、三谷橋のすぐそばにあった側道、50メートルぐらいですか、二、三十メートルぐらいですか。離れたところのことをいって、それがなくなったからちょっと

不便なので、233名ですか、233名の要望があったというのは、本当にそばにあった橋のことでよろしいのですよね。確認です。

（都市整備部参事兼都市計画課長）撤去された橋につきましては、もうすぐ脇にございました。

以上です。

（加藤）ちょっと幾つか違う視点でいきます。

前任の委員からは、緑道ということで車が通るのは必要ないのではないかと、そういういろんな意見があろうかと思えます。今実際は、でも議論している、計画しているのは、車も通れますわというような橋です。そのときに、朝とか会社に向かう車というのは結構抜け道探しながら行く傾向があろうかと思えます。この橋についてもそういう可能性があろうかと思うのですけれども、その橋のところで、では朝のウォーキングのところとばばばっと抜け道に使われるところで、そのリスクというか、歩行者、ウォーキングをする方の安全性で何かしらちょっと私は不安を覚えるのですけれども、何かその辺でこんな案で安全性を図ろうと考えているのですけれどもというようなものがあつたらちょっとお示しいただければと思います。

（都市整備部副部長）若干秋谷委員さんの話と重複しますが、橋梁、元荒川上の橋梁に関しましては、先ほど言いましたように道路幅員として4メートル確保して、50センチと1メートル、その外側に地覆ということで元荒川に落ちないように転落の高欄ができます。ですから、先ほど言いましたように、1メートルの車道以外にエリアとれますので、そこにラインを入れて、フェンスというわけにはいかないと思うのですけれども、ポストコーンをある程度小まめに置いて、車と歩行者のそこを分離をしようかなと。その前後、三谷のほう抜けるのと安養寺に抜ける部分というのは、もう側溝を入れて5メートルという幅員が限られていますので、側溝から車道側へ逃げたところにラインをきっちり入れて、ある程度車の走行路線はここですよということをドライバーに標示できるような形でライン標示をしながら、歩行者については安全確保を、そういう形で処理していきたいなと考えております。

(加藤) ラストです。橋、今回の道路認定は真ん中に橋が前提となつたので、橋のことにやっぱりなってしまうのですけれども、橋についても先ほど2億円前後、どうなるかわからないのですけれども、そうなったとしてやはり一般財源ですよということです。橋って金がかかるということで、ほかにも、先ほど橋の本数を言っていましたけれども、県の補助とか国の補助というのは、違う橋だとかつくものなのですか。ちょっとその辺がわからなくて、教えていただければ。

(都市整備部副部長) 橋の新設に伴う補助の関係なのですけれども、今県からの補助金というのはなかなかなくて、あるとすると国の交付金の活用になろうかと思えます。国の交付金につきましては、この規格の橋でないと絶対つきませんよということではなくて、今は面的なパッケージの中でどうやってもらっていくかということを工夫することになってくるのですけれども、あくまでも一般論ではありますが、道路の規格が幹線道路に比べて車両としての走る機能としての規格が低い場合はなかなかもらいにくいというのがあるのは事実でございます。

(加藤) オーケーです。

以上です。

(秋谷) 質問ではないけれども、私が質問した中で、吹上の橋と鴻巣の橋の数を聞いたのだけれども、主眼は生活のための、生活用の橋というのかな、国道とか県道とか、いろいろ用途があると思うのだけれども、そのあたりの橋の数について、ちょっと議事録の中で委員長と調製しておいてもらいたいのだ。ごちゃごちゃになってしまっていると思う、橋の本数の話が。だから、後で調製しておいてもらいたいのだけれども、お願いできるかな、橋の本数の意味合いのところについて。

(委員長) 議事録については、調製は委員長に一任お願いします。

(秋谷) 大丈夫だよ。

(委員長) はい、調製します。

(何事か声あり)

(委員長) わかりました。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(細川) それでは、こちらの第44号議案について、反対の立場で討論させていただきます。

まず、路線番号C-357、川-1283、川-3197、こちらの3路線については賛成の立場です。しかしながら、H-223号線、こちらについて、今の市の財政状況が厳しいと言われている中で、まだ費用として不確定な要素が非常に強いということと、概算であっても約2億という高額な費用が現在検討されていること、また新たに収用、補償、整備、橋の建設といったようなところで、その必要性に対してまだまだ説明が不十分であると。そうしたところから、本議案に対して反対の立場で述べさせていただきます。

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) ほかに反対または賛成の討論はありませんか。

(なし)

(委員長) これをもって討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

初めに、議案第44号 市道の路線の廃止について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手多数)

(委員長) 挙手多数であります。

よって、この議案第44号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後2時09分)



(開議 午後2時28分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(都市整備部参事兼都市計画課長) 答弁の訂正をお願いしたいと思いません。

加藤委員から質問いただきましたブロックの関係の質疑に対しまして、ブロックの中心線が道路境界であったのごとく説明しましたが、ブロックは道路の境界としては当初から計画をしておりませんでした。その後ブロックを含めるような形で計画を変更する予定でございます。以上です。

(委員長) 字句その他の訂正については、委員長に一任願います。次に、議案第47号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分について執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(細川) それでは、7ページと29ページ、関連してご質問させていただきます。

まず、債務負担行為補正のところ、カメラリース5台分ということで1,083万円計上されておりますが、こちらは5年間のリース契約ということなのですけれども、29ページのほうの電算機器のシステム借り上げ料、こちらが3カ月分ということでの補正になっているのです。3カ月分ってちょっと中途半端な感じがするのですが、なぜこのような形になっているのかご説明をお願いします。

(市街地整備課長) このリースの契約なのですけれども、5年間という形ではなくて、実際60カ月ということで5年間。それで、今回補正いただきましたら年内に契約をして、3カ月分の執行を29年度で行いまして、債務負担行為のほうは残り57回分を計上させていただいているものです。一応計画では、政策が行われて、1月から設置するという予定で計上しております。

以上です。

(細川) そうすると、29ページの3カ月分というのはどの期間のものとしてここに計上されているのでしょうか。

(市街地整備課長) 今年度の補正予算は3カ月分、1月から3月を予定しております。

(細川) 済みません。ちょっと予算のほうを確認していなかったのですが、けれども、これって通常12カ月分で、4月から3月までのものとして計上していくものなのかなと考えるのですけれども、今回12月までしか予算立てとして3月計上されていなかったというふうに認識してよろしいのですか。

(市街地整備課長) 説明のほうがあれだったのですけれども、新しく新規のリースではなくて、当初からカメラというものが5台設置しております、もう10年近くなりまして、一応更新をかけたいということで、そちらから、リースアップして市の所有のものを現地で今使っているところを、そのものがもう古くなってきましたので、更新して新たに60カ月リースを新しいもので組みたいと。入れかえという形のもので。

(細川) そうすると、入れかえが入るとするのは、カメラのほうのリースとして入れかえが入るのか、車番の認証システムとして延長するのか、そのあたりがちょっといまいち説明がよくわからないのですが、詳しくお願いします。

(市街地整備課長) 車番カメラということで、車番認証システムの管制機器の中の一部のカメラの機器を更新するという内容で、車番カメラシステムというのはゲートとかいろいろ機器がありまして、そのうちのカメラの入れかえということでございます。

(細川) そうすると、この補正分の3カ月というのは、予算立て上ではリースアップのものがあつたので、入っていなかったと。今回更新に合わせて改めて年度末までのものを計上するという認識でよろしいですか。

(市街地整備課長) そのとおりでございます。

(細川) わかりました。

以上です。

(橋本) では、まず6ページの繰越明許費の三谷橋一大間線2期工事の整備事業なのですけれども、これ完成が30年10月ということで、1点だけ、中山道と交差するところで右折のラインがないと思うのですけれ

ども、あそこはいつできるのでしょうか。

(道路課長) 鴻神社の交差点ということで。

(橋本) はい、そうです。鴻神社。

(道路課長) 今回繰越明許になっている部分について、国道の部分なのですけれども……

(橋本) 国道部分ですね、これは。

(道路課長) はい。鴻神社のところでよろしいですか。

(橋本) そうです。

(道路課長) 今年度鴻神社のところ、斉藤医院さんの脇のところ、その部分については右折帯を設置。駅側というのですか、北本側から雷電町のほうに抜ける通り、そちらのほうの工事については県の工事という形になりますので、市道工事ではないのです。今回市のほうで行ったのは、市道部分の右折帯の設置ということで工事のほうは行っております。以上です。

(橋本) 今年度は……

(何事か声あり)

(橋本) 加美のほうから来る右折のほうはないのでしたっけ。

(道路課長) 加美のほうから来る右折帯についても県のほうの工事……

(橋本) 県のほうで、これはまだ未定なのですか。

(道路課長) はい。

(橋本) わかりました。

細川委員も言った7ページのカメラ、車番認識カメラリースなのですけれども、これ今までふぐあい結構あったので、かえたというふうに聞いたのですけれども、私が聞いたとき一度もまだふぐあいなかったのですけれども、どのくらいふぐあいがあったのでしょうか。

(市街地整備課長) 認識カメラなのですけれども、もう10年ぐらいたちまして、ふぐあいというのが車番、ナンバーを認識するカメラで、入り口が2台、出口が2台、屋上に1台ということで5台設置しております。その中で、やはりナンバーの認証がとれないと当然料金の事前精算とかでお客様のほうで支払いに戸惑うことが多々出ているという中で、その

たびに対応はしているのですけれども、そのぐあいが、頻度が多くなってきているということで、なおかつ部品のほうもなかなかなくなってきたということで更新をお願いするものです。件数については、何件というのはいちよつと把握しておりません。

以上です。

（橋本）わかりました。

次、27ページの道路改修事業、これの側溝清掃委託料、これ補正をつけているのですけれども、200万、これは何カ所分なのでしょうか、これは。

（道路課長）今回補正に上げさせた件数については4カ所となります。場所については、1カ所については八幡田、こちらについてはちょうどイセ食品の前にU字溝があるのですけれども、そちらのほうのにおいがきつくなっているということで、清掃のほうの要望が来ております。そしてあと、常光について、2カ所目が常光なのですけれども、こちらのほうもやっぱり地元のほうで清掃活動はやっているのですけれども、ちょうど道路が横断路ということでなかなか地元でもできないということで、市のほうにお願いということで要望が来ているところであります。あと3カ所目、大間なのですけれども、これは主に下水道のほうで管理しているポンプ場があると思うのですけれども、そこのところに行く排水路、こちらのほうがやっぱり泥の堆積が見えるということで、冠水対策ということで今年度予算をとって、承認をいただいて、そちらのほうを清掃をやろうと考えております。

あともう一カ所が川里の新井というところで、こちらのほうもやっぱり排水路なのですけれども、土壌が大量になくなったということで、こちらのほうには県の中央環境管理事務所のほうから指摘がありまして、やってくれということでお願いされているところを上げさせていただいております。

以上です。

（橋本）多分側溝ってかなりいろいろなところがもう埋もれているような、植木が出ているようなところたくさんあるのですけれども、大体市

民の方から側溝の清掃してくれというご依頼は年間どのくらいあるのでしょうか。

（道路課長）今年度の要望が、一応8月の28日現在で19件（P52「34件」に発言訂正）ございます。その他小さい部分で、ますの清掃とか、そういうものも件数的にはあるのですけれども、大きいものとしては19件（P52「34件」に発言訂正）ということで聞いております。以上です。

（橋本）19件、意外と何か少ない感じするのですけれども、これ大体年間19件くらいだとある程度対応しているというふうに考えていいのですか。

（道路課長）市民のほうから連絡とか窓口のほうに来られて要望を聞いて、まず現地を確認して、うちのほうに業務員が2人いるのですけれども、そちらのほうで対応したりとか、市の職員、補修担当のほうで対応したりとか、手に負えないとなると委託、単価契約とかやっておりますので、そちらのほうの業者を使ったりとか、あとは別にバキュームを使ったりとかすると、ここの清掃委託のほうで早急にやるような形でやっております。

（橋本）わかりました。

その下の街路樹維持管理事業、街路樹って毎年毎年同じところが同じようにどんどん伸びていくのだと思うのですけれども、これ補正をしたというのは特別に何か場所があったということでしょうか。

（道路課長）こちらの街路樹についてなのですけれども、市内の結構大きい通りにあると思うのですけれども、今回の補正については信号機に係るものとか、あと注意看板に係るとか、あと民地のほうに枝が出てしまっているとか、そういう形で緊急性のあるものを一応200万ということとで上げさせていただきました。

（橋本）大体いろいろなところが毎年毎年そうなると思うのですけれども、来年の予算はこの補正の分も含めた予算を計上されるかどうかお伺いします。

（道路課長）今まで街路樹について、計画的にやっていくということ

していなかったのです。電話とか窓口に来て要望を確認して、現地を確認して、その都度やってきたというのが今までの現状なのです。例えば警察の通りから免許センターの間にケヤキがありますけれども、その辺についてもやっぱり要望というか、苦情があって切りに行ったというのが現状なので、なるべく計画的に場所を選定してやっていこうとは思いますが、これについてはやっぱり財政的な面がありますので、なかなか計画的にできるかどうかはわからないのですけれども、ある程度計画を持ってやっていきたいと考えております。

以上です。

（橋本）ぜひ計画的にやっていただきたいと思います。

次の同じく道路課、生活道路改良事業の工事請負費ですか、1点、1つ、本会議でもありましたけれども、馬室小の前のお宅がどいてあそこちゃんときれいになるというふうに聞いているのですけれども、当然今まで出っ張っていたので、皆さんそこでスピードを少し抑えるというか、今度それがきれいになりますので、かなりスピードを出して、もともとかなりスピード出していく人多いのですけれども、当然出っ張りがなくなりますので、スピード出します。それに対して交通安全の観点から何かするかどうかお伺いします。

（道路課長）補正に上げさせていただいた市道A—2017号線なのですけれども、前倒しで既に発注しております。これについては、現地を確認しながら外側線とか、スピードを緩めるような形の外側線、そういったものを設計の中に盛り込んで安全対策を考えておりますので、その後開通してからまたそのほかにも危険なことというか、感じるものがありましたらまた追加というか、その都度対応していきたいと考えております。以上です。

（橋本）これに関して、ちょっと答えられないかもしれないですけれども、あそこは権現の神社から、すごくきれいになって、安全対策もかなりやってもらったのですけれども、ただその先、つくったら今度児童がいなくなってしまうという、そういう話を聞いているのですけれども、これから先ってやっぱりあそこら辺から通う子ども、児童はいるかご存

じ。わからないですよ。ぜひまた安全対策をしていていただきたいなと思います。

次、その下の橋りょう維持事業、先ほども橋の話もありましたけれども、526 橋のうち検査、点検事業、これ来年で全部終わるということで考えてよろしいのでしょうか。

(道路課長) 今回補正で上げさせていただきましたけれども、当初の計画ですと今年度 144 橋やる予定だったのです。来年度の予定が 239 ということで、今年度補正をかけて、あと 56 橋今回の補正でやるようになると、今年度 200 橋、来年度 239 橋ということで、ある程度平準化が図れるのではないかとということで今年度補正を上げさせていただきましたけれども、来年 5 年の周期の中の最終年度となりますので、今の予定ですと来年度で終わる予定となっております。ただ、この橋梁点検というのは 5 年で終わりではなくて、毎年毎年というか、5 年のサイクルで行うような形になりますので、毎年毎年の予定計上をこれからも考えております。

以上です。

(橋本) 100 橋ぐらいですか、今既に終わっているのは。この中でやっぱりふぐあいとか修理とかしなければいけないという橋があるのかどうか、お願いします。

(道路課長) 今年度補正で上げさせていただいた赤見台の歩道橋の橋梁補修設計、こちらについても平成 29 年の 1 月の調査でふぐあいが見つかりまして、急遽こちらのほうの補正のほうを上げさせていただきましたのですけれども、やっぱり調査をやる中でどんどん、どんどん橋のほうも老朽化していますので、点検によって新たなふぐあいの出ているところもあるということで、その辺を踏まえた形で橋梁点検をやりながらふぐあいのものを先送り、先送りというか、まず補修のほうかけていくような形で考えております。心配していたような通行どめかけるような橋までは今のところ出ていないのが現状であります。

以上です。

(橋本) 赤見台の橋って、先ほど聞いていてちょっとわからなかったの

ですけれども、もう一度ちょっと詳しく具体的に教えていただけますでしょうか。

（道路課長）赤見台の歩道橋にかかる橋ということで、現地のほうはご存じかどうかわからないのですけれども、道路上で何メートル以下のということで、よく車のぶつかっている橋があるのですけれども、あそこのところはやっぱり、橋の内部のところですか、その辺がちょっとクラックとか入っているということで、危険だということで、今回詳細設計を上げさせていただいたというのが現状であります。

以上です。

（橋本）あとその上の塗膜調査委託料、これ具体的にどのような物質があると問題なのか、その辺教えていただきたいと思います。

（道路課長）先ほどちょっとお話しさせていただいたのですけれども、P C Bとか鉛、その辺が入っているかどうかの調査ということで、こちらについては既に発注している工事等もあります。発注している工事と、委託ですか、発注しているものがありますので、塗膜調査についてはもう既に発注して調査のほうは終わっているのですけれども、その中で鉛とかP C Bが入っているということで、その辺の物質を確認するための調査ということであります。

以上です。

（橋本）先ほど小宮橋でしたっけ、あれでP C Bとか鉛が出たということですが、結構な金額ですよ、補修費と。この金額50万、これはP C Bとか鉛を処理するだけの費用なのでしょうか。

（道路課長）塗装を剥がすために通常だとケレンという形で、たたきながら剥がすとか、削りながら剥がすという方法をとるのですけれども、一応物質が飛ばないような形で、物質を溶かすような形で、塗りつけるような形の作業になるのですけれども、それが1回とか2回かけないとうまく落ちないかもしれないということで、その辺を補正予算のほうで一応上げさせていただいたのが現状であります。

以上です。

（橋本）では、次のページの29ページの2番目の駅施設等維持管理事業、

吹上駅の委託料、設計委託料ということですからけれども、かなり高額なものですけれども、前に一度設計をして、再度、もう一回設計ですか。何か問題があったということでしょうか。1度何か設計したのですよね。2度目の設計。

（都市計画課副参事）平成27年度につきましては、28年度に調査業務といたしまして、実際平成27年の4月に鉄片が落ちまして、それが重要な構造物ではなくて、いわゆる壁を押しえていたような鉄片が落ちたのですけれども、それと似たような構造があったりとか、既にもう昭和49年ぐらいにつくった建物というか、橋とかでするので、ほかにどこか悪いところがあるかどうかということで調査をかけました。それが29年の3月末で調査の結果が出まして、今年度、29年度につきましてはその調査をもとに、できれば平成30年に工事をしたいのですが、それに向けての詳細設計、それを行うもので、実際の調査が28年度、それに対しての設計が29年度ということになります。その委託料がちょっと不足しましたので、それを今回補正をしたものです。

以上です。

（橋本）前は調査をして、それをもとに補修の設計をしたということなのですか。わかりました。

平成30年、来年度に終わるということ。

（都市計画課副参事）これから実際の詳細設計をするのですけれども、6月の議会でもご質問がありまして、お答えをしているのですけれども、その調査の中で平成27年度に落ちたものの同じような構造体がまだJRさんの鉄道の線路の上に残ったりしているのもあったりとか、あと階段がちょっとずれたりとかしているのもので、その中から優先度ですか、それに応じて詳細設計まとめて、できましたら30年に緊急性のあるものを行いたいと思います。

（橋本）それに関連してですけれども、吹上駅もかなり老朽化していると思うのですけれども、鴻巣駅の西口だとかなり上がるのところ欠けていたりするのがあるのですが、あれも市で対応するものなのではないでしょうか。

（都市計画課副参事）自由通路につきましては、鴻巣駅、それからちょ

つと一部北鴻巣駅については、東口の階段と駅舎の改札口まで、これがJRさんの管理下というか、所有なのですけれども、原則鴻巣駅の東西の自由通路と、あと吹上駅の南北の自由通路につきましては、こちらのほうは所有権というか、が市ですので、市のほうで何かありましたら修繕をするということです。

(橋本) そういったところは、点検とか、やっぱり市民の方が、僕も一回滑ったことあるのですけれども、欠けているよとかというような市民の方からの声で確認するとか、市で年1回点検するとか、そういうことをしているのでしょうか。

(都市計画課副参事) 先ほど橋本委員さんの言われました鴻巣駅の西口の階段の部分については、ちょっと我々のほうも、毎日ではないのですけれども、駅の掲示板等の点検とかで行ったりしまして、そこについては認知しております。鉄というか、ステップがどうしても、くぎとかで一応押さえてあるのですけれども、ちょっと時たまそれが欠落してしまうというのがありますので、それは順次我々のほうで直しております。

(橋本) ちょっと確認なのですけれども、その下の既設公園施設遊具改修事業、これ川里中央公園って農業研修センターの野球場の横のトイレ、これの、210万って屋根の補修と聞いたのですけれども、400万ぐらいするという、そんなしっかりした屋根なの。どういった補修だったのでしょうか。

(都市整備部参事兼都市計画課長) トイレの屋根、約40平米につきまして工事を行いました。また、明かり取りについては、屋根の部分に明かりが入るような形で9.49平米、ライトアップ工事13.22平米という形で、平成29年7月18日から同29年9月の8日……

(きょうかの声あり)

(都市整備部参事兼都市計画課長) はい。きょうまでの工期ということで、もう前倒しで行いました。
以上です。

(橋本) おととい朝、そこでトイレ使わせてもらったのですけれども、もう壊したのだと思うのですけれども、トイレの構造か、すぐ直せると

は思えないのですけれども、男性が行きますよね。そうすると、女性トイレが丸見えなのです。丸見えで、なおかつ出てくるところが、あそこに立ったら必ず女性が出てくるところ出くわすような構造なのです。ああいうトイレって僕はめったにないと思うのですけれども、もう直せないと思うのですけれども、あれはどうしてあんな構造なのか、ちょっと最後にそれだけお伺いします。

（都市整備部参事兼都市計画課長）当時から現在のような仕様になっておりまして、どうしてもトイレに女性が入った場合に一番奥のドアを閉めてしまいますと密室になってしまうということがございまして、かえって危険だという判断をされたようです。ですから、トイレに入った段階で密室になってしまいますので、それからまたドアをあけて中に入るという、中に誰かいたときには、出たときに閉めっ放しの状況で密室になってしまうと、そういう考えだったらしいです。

以上です。

（橋本）いろいろな考え方あると思うのですけれども、ここ立ったときに、何も見たくもないのに向こうからあけるところがもうかなりオープンで見えてしまうのです。いや、別に見たくないですよ。見たくないけれども見えるから、考え方の違いだと思うのです。一番手前のボックスだけですけれども、そういう考え方はわかりました。

（何事か声あり）

（橋本）わかりました。

以上で終わります。

（秋谷）軒並み出たようなので。まず、1点が27ページの生活道路改良事業の中で、登戸のところの工事を今回やっていただけるようなのですけれども、細かい場所でいうと水路の周りという考え方でいいのでしょうか。堤町に抜ける水路があるのだけれども、その上の部分の道路のひび割れというか、陥没をしっかりと補修して、崩れないようにするという工事の内容でいいのかしら。

（道路課長）今回の登戸の工事なのですけれども、関東専門学校の脇の通りなのですけれども、関東専門学校の脇の通り、保育所はご存じです

か。ちょうど宮前の二幸設備さん、水道屋さんがあると思うのですけれども、あそこの通りからちょうど三角のところ、碑か何かあると思うけれども、そこを右に折れて行ってパーマ屋さんがあると思うのですけれども、その先の部分がちょうど側溝も何もなくて、道路幅が狭くて、のり面になって狭い部分があるのですけれども、そのところにやっぱり地元の要望とかあったのですけれども、どうしても道幅が狭く、交通量が朝晩多いということで、車と自転車なんかで行き交いをするとき自転車がおっこってしまった例があるということもあるので、あそこの部分のり面を入れると1メートル以上有効幅員がとれるということで、その部分に、快適でもあるのですけれども、柵板を並べて路盤までつくって上まで上げて、ある程度すれ違いができるような工事ということで今回考えております。緊急的な形で工事を行って、その辺の安全性を確保しようということで今回上げさせていただきました。

以上です。

（秋谷）わかりました。認識の違いがはっきりわかりました。

もう一点お伺いしたいのが29ページの駅施設等維持管理事業の中で、吹上駅北口の通路の件なのですけれども、先ほど話の中で緊急性のある部分を今回やるのだよと、ただ築年が昭和49年ごろということなのですけれども、元来ああいう構造物というものはどれくらいの耐久年限というものがあるのでしょうか。要は質問の意図は、せっかくやるならもうしっかりやってしまったほうがいいのではないのかな。要は長きにわたって今後も使えるようにやったほうがいいのではないのかなと思って質問しているのですけれども、どれくらい本来もつものなののでしょうか。

（都市整備部副部長）もともとは橋梁構造でつくられておりますので、設計当初は30から50年という中で設計をされたと思います。しかしながら、実際現在構造物、橋梁につきましては50年以上一般的に使われていますので、恐らく一般的な中での寿命というのは60年、70年ぐらいの設定で運用されていることと思われまます。しかしながら、100年を超えて使われているところもありますし、そういった意味では今後の使い方だと思っております。今回先ほどのご回答の中で、緊急性を有するところ

ろというふうに、市のほうで進めております理由といたしまして、鉄道の上をまたぐ構造物につきましても、作業時間が非常に限定的になる関係上どうしても、普通に川にかかっていたり道路にかかっていたりする橋であれば3カ月、4カ月で終わる工事が1年ぐらいどうしてもかかってしまう傾向にあります。恐らく吹上駅のあの辺ですと、起電の停止時間、いわゆる夜間で作業できる時間が2時間半から3時間程度だと思われましますので、その間で全ての工事をやろうとするとなかなか、毎回毎回毎日の架設費用が莫大にかかりまして、これは鴻巣市内の例ではないのですが、同じく高崎線のもう少し大宮に近いほうの例ですと、桁の、道路橋ですけれども、塗装を塗りかえて、床版、床の部分を少し直すという工事に1年で終わらなくて2年間かけて、数億円単位のお金がかかっているというような事例もございます。こういった中で、なかなか今の状況で全てを全部リニューアルといいますか、きれいにすると2年、3年、数億円というお金はちょっと厳しいかなと思っておりまして、まずは緊急性が高いところを速やかに直しまして、その後についてはちょっとJRのほうと協議をしていきたいと思っております。

（秋谷）ご説明で大変時間とお金のかかるお話だというのはわかったのですがけれども、昭和49年というとかれこれ40年以上はもう経過していて、ご説明の中だとあと二、三十年ぐらいはうまく使えば使えるのだらうというようなお話だと思うのですがけれども、そういうことであればいいのかな。ただ、毎年毎年今後、毎日毎日大勢の方々が使うものだから、手を入れるときというのは、緊急性があるものというのはもちろん重要なんでしょうけれども、もうちょっと逆に言ったらあと30年はしっかり使えるようなものを行ったほうがいいのではないのでしょうか。どうなのでしょう。

（都市整備部副部長）委員ご指摘のとおり、多くの方が日常的にあの施設がないと非常に困るものですので、しっかりとした健全性を保つということがもう責務だと思っております。私のほうも現地、部材等も含めて目視での点検をさせていただいておりますが、自由通路の構造上、一般的に橋については大きな影響を与える振動ですとか雨、水の問題等に

については、幸にも大きな影響を受けていないかなと思っております。当然のことながら塗装の劣化が進んでいる部分ですとか、排水機能が少し落ちていて水が悪さをしているようなところはあるかとは思いますが、一般的な橋梁に比べれば非常に健全性を保ちながら現在も使われているものだと思っております。そういった中で、昨年度 J R 東日本に委託、お願いしました点検の中でも、段階的には予防保全段階ということで、大きな劣化というのは確認をされておりません。そういった中で、1つは昨年度実施しました橋梁の点検の結果と、今後どの部材を直すのにどのくらいの時間と費用がかかるのかということと J R とご協議をしていきながら、今回 1 回直してそれで終わりということではなくて、ある程度余裕がある時期には全体の、具体的に言ってしまいますと、鉄の橋でするので、塗装の塗りかえですとか床版の補強とかということをいつぐらいにやっていけるのかというのをちょっと見きわめていきたいなと思っております。

(秋谷) おっしゃっていることはよくよくわかるのですけれども、逆に言うと、さっきお話があったように、1 日単位で例えば足場の費用がかかったり何だりということのご説明があつて、かかるものはもうかかるわけでないですか、今回。であれば、逆に塗装なんていうものはやってしまったほうがいいのではないですか。

(都市整備部 副部長) 今回、今 J R のほうとやりとりをさせていただいている中では、大きな架設、それこそ鉄道の上に常設の足場をつくらなければいけないようなものすとか、毎日毎日取り外しをしなければいけないようなものというのは基本的にしないでできる部分を直していきたいと思っております。恐らく、ちょっと私どものほうも具体的な金額を言えないのですけれども、あの規模の橋で 1 日の作業時間が 2 時間半程度だとすると、恐らく塗装の塗りかえだけで 2 億から 3 億という金額になろうかと思えます。なかなかちょっとそれを今このタイミングでやるのは非常に厳しいかなと思う中での選択をさせていただいております。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 1 8 分)



(開議 午後3時20分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

(阿部) 27ページの道路改修事業なのだけれども、場所について聞くのではなくて、道路改修工事というのは結局どんな順序で行うのか。というのは、ダメージの大きいものからやるのか、あるいは要望の早い順からやるのか、また要望人数が多いから先やるのか、何かやっぱり判断基準があると思うのだ。それについてはどんな基準で道路改修工事というのは行われるのか。

(道路課長) 委員さんの指摘のとおり、要望箇所について、一応現地のほうを最初に確認して、例えば通学路になっているとか、交通量が多いとか、あと舗装の劣化状態、その辺を確認して、順番というか、順位を決めていくのですけれども、今回改修のほうでフラワー通りの市道A-1003号線というのを上げさせていただいたのですけれども、こちらについてはうちのほうの補修担当のほうでも毎回毎回補修をかけている。その補修をかけるのが間に合わなくなってしまったと。これ以上ほっておくと交通事故が起きる可能性があるという危険な道路でもあるわけなのです。それで、なるべくならその部分全体的にもうやっつけてしまおうということで補正を上げさせて、悪いところを直すという形では今回上げさせていただいたのですけれども、優先順位として考えるのは、まず子どもたちの通学路を最優先として考えるということで、今回の改良工事の中でも通学路の関係で2本ばかり上げさせていただいていますけれども、優先的にはやっぱり子どもたちの安全、あとは交通事故が起きないように道路の安全面、その辺を考えながら優先度上げて、確かに要望もあるのですけれども、道路管理者としてここはやっておかなくてはならないという場所を選定して、優先度をつけてやっていっているのが現状であります。

以上です。

(阿部) まずもって、確認すると、子どもたちの通学路、これが最優先と。次に、交通事故が起きないような状況に持つていくために、事故が

起きるような危険性をはらんだところから先にやるということ。大体わかりました。要望なんていうのは二の次、三の次だということになるのかな、これ事実上。

(道路課長) 要望箇所もその中には当然入っています。その要望箇所の中で、例えばその中に通学路であったりとか、実際に道路が悪い部分とか、そういう含んだものに関してはやっぱり当然優先度というか、順位のほうは上がってきますので、要望箇所が後回しというわけではないと認識していただいて結構だと思います。

以上です。

(阿部) こういった関連のことについては、また次の、来週にでも質問しようと思います。

次に、橋梁維持事業なのだけれども、大分橋の数が多いから大変だということでも承りました。前から私が、現在確認には行っていないのだけれども、元荒川にかかる吹上の、今は富士電機になってしまったけれども、過去三洋、自動販売機があったあの前の橋は、車が通ってはいけませんという標示が前にあった。あそこについてはどんな評価をされているのか、あそこはまだやっていないのかどうか、橋として認めていないのかどうか、その辺についてお尋ねしたい。

(道路課長) 場所については、あそこのアピタのところの県道のすぐ北側ですか。

(阿部) そうです。アピタというか、今富士電機になってしまったのだけれども、富士電機の真ん前、正門の真ん前の。

(道路課長) 団子屋があったところですよ。

(阿部) 団子屋のところの上、上流。

(道路課長) ですよ。

(阿部) うん。あそこは、橋梁点検まだやっていないの。

(道路課長) 今ちょっと確認に行きますので、よろしいでしょうか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 2 6 分)



(開議 午後3時26分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(加藤) 私は、1点だけ。

場所の確認、ちょっと私説明聞いていて逃してしまったかもしれないので、27ページの道路新設改良費の生活道路改良事業の22補償補填及び賠償金の物件移転補償料、これってどこのでしたっけ。ちょっと私聞き漏らしてしまったのかもしれない。もう一回確認です。

(道路課長) こちらのほうについては、八幡田の交差点になります。こちらについては、やっぱり死亡事故等があった関係で、八幡田の交差点の両サイド拡幅していくに当たって、補償料については当初から予算はあったのですけれども、再度積算し直したらその分ちょっと上がってしまったということで今回の補正ということをお願いしたいと思います。

(加藤) 八幡田の交差点のところで、17号バイパスに両方から入れるようになっていきますよね。広げたのはどっちでしたっけ。広げたのでしたっけ。

(何事か声あり)

(加藤) これからですね。

(何事か声あり)

(加藤) そうか、そうか。それ広げていくのに、私もあそこを通るときに、いわゆる社協側のほうに行く道あるでないですか。あそこって入って、確かに狭いのです。狭くて、また大体の人が行って30メートルたって右折するのです。また左折するのです。いずれにしても狭いのですけれども、あそこって社協側のほうに抜ける、真っすぐに行けないかなといつも思っているのですけれども、あそこって何か考えはあるのですか。

(道路課長) 今回の交差点改良については、とりあえずその信号の部分の事故が多いということで両端を広げるといふ工事なので、そこまでの計画はちょっと持っていないのですけれども。

以上です。

(加藤) 確認は以上です。

(道路課長) 橋本委員の質問の中で、側溝清掃の今年度の件数というこ

とで、自分のほう「19件」ということで答えたのですけれども、「34件」ということで訂正をお願いいたします。

以上です。

(委員長) 訂正のほうはご了承願います。

字句その他については、委員長に一任を願います。

ほかに質疑はありませんか。

(なし)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後3時30分)



(開議 午後3時32分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第47号 平成29年度鴻巣市一般会計補正予算(第3号)のうち本委員会に付託された部分について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第49号 平成29年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第1号)について、執行部の説明を求めます。

(説明省略)

(委員長) 以上で説明が終わりました。

これより質疑を求めます。質疑はありませんか。

(休憩お願いいたしますの声あり)

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 3 5 分)



(開議 午後 3 時 4 0 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

(道路課長) 先ほどの阿部委員のほうからの質問なのですけれども、さっきおっしゃられたのが小谷橋、こちらについては平成 28 年に点検を行っております。そのときに、区分でいうと 3 ということで、早急に橋のほうの修繕が必要だということで、平成 30 年、来年度詳細設計を行って、31 年度に工事という予定で今おります。

以上です。

(何事か声あり)

(阿部) 渡った先は入り袋だから、入り袋は小谷なのです。

(何事か声あり)

(阿部) 修繕して、過去は車が通っていたのだけれども、今後修繕後は、完了後は車が通れるようになるのかな。2 トンと書いてあった、昔。

(道路課長) 従前の機能を保持するという形で、ちょっとその辺は確認しないとわからないのですけれども。

(阿部) では、また確認してご報告ください、すぐでなくていいから。以上。

(委員長) 続いて、細川委員、ありますか。

(細川) いや。

(委員長) 大丈夫ですね。

(細川) はい。

(橋本) 効果算定分析というのは、具体的にどういった分析をするのか、ちょっとそれだけ、1 点だけお伺いします。

(下水道課長) 内容ですが、効果算定というのは費用対効果、費用をかけた分に対する効果がどのくらいあるのかという算定をするということ

になります。

(橋本) これ毎年行うものなのでしょうか。

(下水道課長) 今回の補正の内容ですけれども、平成 28 年度に計画概要書というものはつくっております。しかしながら、平成 29 年 3 月 31 日付で農山漁村地域整備交付金実施要領の改訂があり、これまで不要とされていた費用対効果の算定を全ての事業において算出するものと変更されたため、今回の補正となりました。

以上です。

(秋谷) 今の答弁の中で、今度新しく費用対効果を出しなさいというお話のようなのですけれども、仮に総体的に費用対効果が悪かった場合というのは、例えば料金の値上げであるとか、そういったものに影響は出るものなのですか。

(下水道課長) この費用対効果なのですが、今までは新設とか改築とかといった形で、あと増設ですか、という形で、今後拡大するものに対して効果を見るものが本来のやり方だったのですが、改築に対して効果を見るとなると、今までも効果を出しているのにどうやってまた効果を出すのかという効果の出し方の手法になってくると思います。そうなることで、効果の分母になる部分について、環境保全という部分を大きく持ってくることによって効果を出すような策定になるのかなと思っています。

(秋谷) そうすると、環境負荷部分を今度加味するとなると、要はどれだけ浄化されているかということなのですか。そういうことではない。どういうことなのだろう。わかりやすくちょっと教えてくれるかな。

(下水道課長) それは、機能強化をしなかった場合、事業所が使えなくなる、要はもとの状態に戻ってしまうことをもとにして、それよりは維持していくことで環境への負荷は減らせますという効果になるのかなと思います。

(秋谷) ちょっと休憩してもらっていいですか。

(委員長) 暫時休憩いたします。

(休憩 午後 3 時 4 7 分)

◇

(開議 午後 3 時 4 9 分)

(委員長) 休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑はありませんか。ほかにありませんか。

(なし)

(委員長) 以上で質疑を終結いたします。

これより討論を求めます。

初めに、反対討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 次に、賛成討論はありませんか。

(なし)

(委員長) 討論なしと認めます。

よって、討論を終結いたします。

これより採決いたします。採決は挙手で行います。

議案第 49 号 平成 29 年度鴻巣市農業集落排水事業特別会計補正予算(第 1 号)について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(挙手全員)

(委員長) 挙手全員であります。

よって、議案第 49 号は原案のとおり可決されました。

本日の委員会審査はこれで終了しまして、次回は 9 月の 11 日 9 時から委員会を再開させていただきます。

本日はこれで散会いたします。

ありがとうございます。お疲れさまでした。

(散会 午後 3 時 5 0 分)